

徳島県職域がん検診受診体制整備奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内事業者におけるがん検診を受けやすい環境の整備を促進するため、がん検診を受診するための特別休暇等の整備を行った事業者に対し、予算の範囲内において職域がん検診受診体制整備奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「がん検診」とは、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）及び職域におけるがん検診マニュアル（平成30年3月厚生労働省）に定めるがん検診のことをいう。
- (2) 「徳島県がん検診受診促進事業所」とは、徳島県がん検診受診促進事業所登録制度実施要領（平成25年4月1日施行。以下「要領」という。）に基づき、徳島県とともにがん検診に係る啓発活動に取り組む事業所のことをいう。

(交付対象事業者)

第3条 交付対象事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 徳島県内に本社又は事業所を有していること。
- (2) 直近1年間以上の営業実績があること。
- (3) 就業規則又は社内規程を整備していること。
- (4) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員と密接な関係がないこと。
- (6) その他知事が適切ではないと判断する者ではないこと。

(交付の要件)

第4条 交付対象事業者が、次の各号の全てに該当することを交付の要件とする。

- (1) 徳島県がん検診受診促進事業所に登録していること。
- (2) 知事が別に定める日以後に、別表第1に掲げるいずれかの取組事項を就業規則又は社内規程に規定すること。
- (3) 前号の制度を利用して、知事が別に定める日までに、就業規則又は社内規程が適用される者（以下「従業員等」という。）が別表第2に掲げるいずれかのがん検診を1つ以上受診すること。

(奨励金の額及び上限額等)

第5条 奨励金の額及び上限額については、別表第3に定めるとおりとする。

2 奨励金の支給は、交付対象事業者1者につき、1回とする。

(奨励金の交付の申請)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 第4条第2号の要件を新たに満たしたことが分かる就業規則又は社内規程の写し
- (2) 徳島県がん検診促進事業所の登録証（要領様式第2号）又は徳島県がん検診受診促進企業連携事業協定書の写し
- (3) がん検診受診結果報告書（様式第2号）
- (4) 支払先の支店名及び口座番号等の分かる書類（通帳の写し等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請に当たって、申請書に記載の宣誓事項を誓約しなければならない。

(奨励金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、奨励金を交付すべきものと認めた場合は、交付を決定し、交付すべき額を確定させた上で、申請者に通知するものとし、奨励金を交付しないものと認めた場合は、不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、奨励金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の交付の決定をするものとする。

(奨励金の支払等)

第8条 交付対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、前条の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書（様式第3号）に交付決定書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受領した後に、交付金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 奨励金の交付の申請をした者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る奨励金の交付の決定及び額の確定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 知事は、奨励金の交付の決定及び額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することがある。

2 知事は、奨励金の交付の決定を取り消す場合は、当該交付対象事業者に対してその理由を示すものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第11条 知事は、交付対象事業者が、奨励金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の处分に違反したとき、虚偽又はその他不正な手段により奨励金の支給を受けていたことが判明したとき、第4条に規定する要件に該当しないことが判明したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第7条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(奨励金の返還)

第12条 知事は、第10条及び前条の規定により、奨励金の交付を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 交付対象事業者は、第11条第1項の規定による奨励金の交付の決定の取消しに関し、奨励金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。

3 交付対象事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた

奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(書類の保管)

第14条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	取組事項	条件
1	がん検診を受診するための特別休暇又は勤務扱いとする制度の新設	ア がん検診を受診するために必要な時間の休暇等を認める制度であること。 イ 当該制度を利用した従業員等に、賃金の減額等の不利益が生じないこと。
2	従業員等ががん検診を受診する際の検査費用の一部負担	1人当たり千円以上の費用を負担する制度であること。ただし、受診費用が千円未満である場合には、その全額を負担する制度であること。
3	定期健康診断の項目へのがん検診の検査項目の追加	ア 定期健康診断のほかに、がん検診を実施すること。 イ 既に定期健康診断の検査項目として実施していた場合は、対象外とする。 ウ 必ずしも定期健康診断とがん検診を同時に受診する必要はない。（定期健康診断とがん検診の実施主体が異なる場合も可）

別表第2（第4条関係）

種類	検査項目
胃がん検診	胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査
肺がん検診	胸部エックス線検査
大腸がん検診	便潜血検査
乳がん検診	乳房エックス線検査
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診

別表第3（第5条関係）

奨励金の額	上限額
第4条第2号に定める規程を利用して、別表第2に掲げるがん検診のいずれか1つ以上を受診した従業員等の人数に5千円を乗じて得た額	25万円